

## 紙魚想考 (一)

## 一、長門国美禰南原寺墓地考

南原寺は檀波羅密寺が訛り難波羅密寺となり、今日の南原寺と寺名を移した古刹である。長門国三三所観音靈地第十七番札所としても著名である。この南原寺の現本堂の東脇から桜山へ至る小径を登ると中世墓地に出会う。一九八三年、美祚市教育委員会より刊行された『南原寺遺跡―第一次発掘調査概報』は、この寺域から発掘された経塚とこの中世墓地を扱って鮮やかにその実態を提示した報告書である。その驥尾に付して、些さか私考を記して置きたい。

南原寺墓地は三段に離壇造成された墓地である。上段に八基、中段に二基、下段に一基の方形積石墓が整然と並んでいる。いまこの墓域を検討するに当り重視して置かねばならないものに「墓道」がある。現本堂の東脇から北へ直行する小径は、現在本墓地前で東折しているが、嘗つて、本墓地が息づいた時期には、更に小径―墓道がなお北へ直進し、墓地内を東西に分別する形で上段にまで辿りついていた可能性がつよいと考えるのである。このように「墓道」を想定すると、本墓地は上段を各四基の方形積石墓から構成される東・西域の二域に、中段は二基の方形積石墓から構成される東域と造墓を見ない西域の二

区に、下段は一基の方形積石墓から構成される東域と造墓を見ない西域の二域によって構造が枠組みされていることが浮かび上って来るのである。墓域に整然とした規格・規制の働いている様子が明確に読みとれるのである。

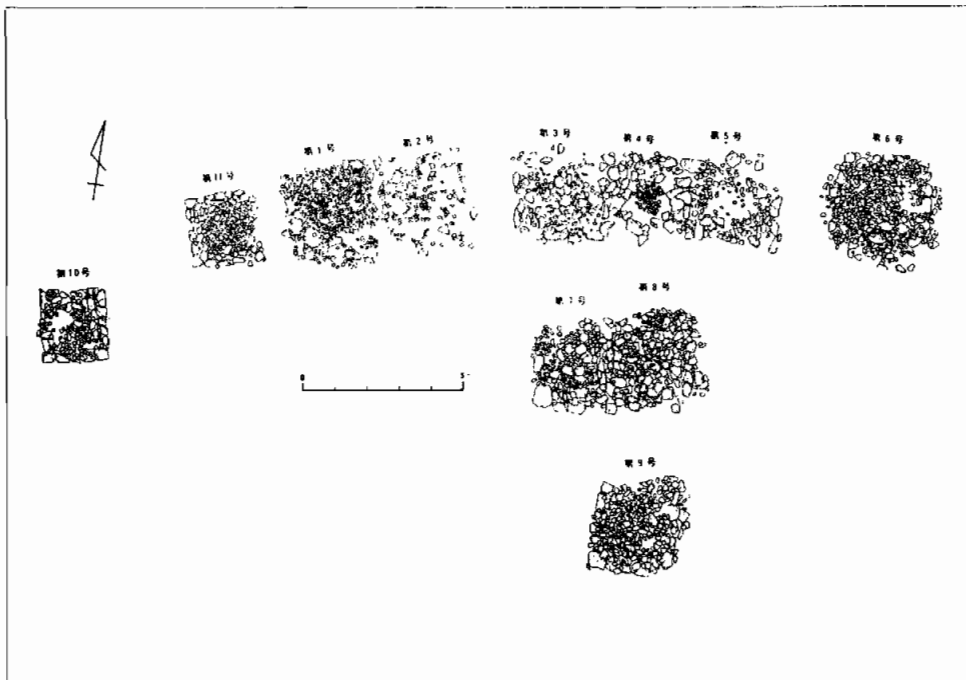
## \*水野正好

ところで、このように墓地の構造を理解すると、その構造の変遷展開が問題となるであろう。そうした点をこうした構造上から検討すると注目すべき成果を得るかに見える。まず上段の東西二域を詳細に見ると東西の分割線―墓道の到る線を介して東西両域がそれぞれ左右対称の配置をとっている事に気付く。東域では五号墓・四号墓・三号墓が接し、六号墓が大きく離れて営まれているのに対し、西域では二号墓・一号墓が接し、一一号墓が僅かに離れ一〇号墓が大きく離れて営まれていたのである。まさに相似の配置と言えるであろう。ただ注目されるのは五号墓が四号墓に接するのに対し、西域の一号墓と一一号墓間には僅かではあるが間隔が見られる。東域は「接して可」、西域は「心持ち離すが可」という意識が働いているのである。大きく離れ、各三基と区別されている六号墓、一〇号墓とはまた異なった在り方と言うべきであろう。従つて、上段の東域は三基・一基の二区、西域は三基・一基の二区が弁別されることとなるであろう。中段東域は

二基の方形積石墓一八号墓・七号墓が接し合い、あたかも上段の東・西両域の五号墓と四号墓、二号墓と一号墓と相似た在り方を示しており、東域それ自体二基の墓で一区を構成していることを示している。中段西域には造墓を見ないのであるから造墓が予測されながら造墓に到らなかった経緯があったと見なければなるまい。下段東域は一基の方形積石墓で構成される一区であり、西域は中段西域同様、造墓が予測される中で遂に造墓に到らなかった経緯があったと見るべきであろう。

以上の分析から、本墓地は、上段東域に二区（三基・一基）、西域に二区（三基・一基）、中段東域に一区（二基）、下段東域に一区（一基）に造墓を見、中段西域、下段西域各一区を造墓予定地としたものであることが知られるに至ったのである。勿論、この情景は本墓地の最終時の情景である。墓地設定時から墓地の用益終焉時までの間に「歴史」があったことは言うまでもない所である。各墓の形状を通じて変遷の過程を推測して見ることにしよう。調査者は報告書中で各墓について重要な分類基準を提示している。その一は僅かな盛土が認められる方形積石墓と盛土が認められない方形積石墓という外形景観からする基準である。前者には二・五・六・九号墓、後者には一・三・七・八・一〇・一一号墓が属するとされる。その二は積石上面や隙間に扁平な河原石を配する方形積石墓と河原石を配さない方形積石墓という奉養思维からする基準である。前者には一・二・三・四・五・八・九・一一号墓、後者には六・七・一〇号墓が属している。

いま、この二つの基準を組み合せると、盛土が認められ河原石を配した方形積石墓は二・五・九号墓。盛土が認められるものの河原石を配さない方形積石墓は六号墓。盛土が認められず河原石の配された方形積石墓は一・三・四・八・一一号墓。盛土が認められず河原石を配



第1図 南原寺古墓実測図

さない方形積石墓は七・一〇号墓。といった四種の墓が区別されることとなるのである。二基準を共に具備するタイプ、二基準の一を具え一を欠落する二つのタイプ、二基を共に欠落するタイプが具体的に把握されるのである。タイプとしては二基準を具えた整正なタイプと、二基準を欠くタイプの簡略さの間に中間の一を欠落した二つのタイプが位置づけられることとなるのである。こうした整正・簡略両タイプを検討すると第三基準として方形積石墓の規矩が一つの役割を果たす。一般の規矩に属するものは一・二・三・四・五・六・八・九号墓、小規矩に属するものは七・一〇・一一号墓である。従って、整正タイプの全基は一般的規矩に従い、簡略タイプの全基が小規矩に従い、中間タイプ中、盛土を認めないが河原石を配した五基中の一基が小規矩に従い、他の四基、及び盛土が認められるものの河原石を配しない一基は一般の規矩に従うことが知られるのである。こうした事実から整正タイプは規矩も大きく、中間タイプは規矩の大きなものが多いが僅かに規矩小なるものが存在し、簡略タイプの規矩は小であるという特色をもつことが把握されるのである。

このように考え来たら、これらのタイプの推移を考えるならば、整正—中間—簡略といった便化の流れを与えるか、簡略—中間—整正といった発展の流れを与えるかのいずれかとなるであろう。このことは、前者の流れでは(二・五・九号墓)↓(六号墓)・(一・三・四・八・一一号墓)↓(七・一〇号墓)と変化する事となり、後者の流れでは(七・一〇号墓)↓(一・三・四・八・一一号墓)・(六号墓)↓(二・五・九号墓)と変化する事になるのである。こうした二つの流れを本墓地に帰して実際に検討すると、その配置から見ると、七・一〇号墓から本墓地がはじまるとするには、その位置や段の構成上無理があることは歴然たる事実である。従って、本墓地の構成は二

・五・九号墓から始まると見る方が妥当と言えるであろう。そうした場合、整正—中間—簡略といった便化の流れが本墓地に息づくことになるのである。このように見ると、上段は、東域が五—四—三号墓、別に六号墓。西域は二—一—一号墓、別に一〇号墓。中段は八—七号墓。下段は九号墓のみで続く墓の形成を見ずといった経緯を辿ることとなるのである。ここで問題となるのは六号墓、一〇号墓の二基である。六号墓は上段東域の東端にあり、五号墓とは大きく離れる。五—四—三号墓と変遷する流れの中で六号墓は五号墓より遅れるものであることは確かであるが四—三号墓より遅れるとは断じえず、むしろ河原石の少ない第三号より早い感がある。とすれば、東域は五—四—(六)—三号墓と変遷すると見てよい。この場合、五—四—三号墓と同じ家族ではあるが直系的に続く三基と別に、途次六号墓のやや区別される一基が成立したことになるであろう。一方、西域の一〇号墓は二—一—一号墓と直系的に続く三基とは別に、傍系的にやや区別される墓であり、一—一号墓より遅れて成立するものである。換言すれば各域は直系的に継起して形成される三基の墓と、その形成過程に各一基の傍系的墓を位置を区別して容れられていることを示しているといえよう。上段の東・西両域はそれぞれ一族、計二家族が用益するところであり、時に傍系家族員を区別しつつ含むものであることを示しているのである。

中段墓域の形成は上段・下段に比して僅かに遅れるようである。五・二・九号墓より八号墓が新しいタイプに属するからであるが、この中段は直系的と考えてよい七号墓が接して営なまれ、一族の流れを反映している。第七号墓の時期は上段西域の一—一号墓と同期であり、形成が遅れたこともあって二基で構成される結果となっているのであり、下段墓域は九号墓一基である。上段両域の五・二号墓と同時期

早く形成されながら後続する墓をもたない。中段の八―七号墓が続くものと見られ易いが、明確に段を異にして居り、しかも、九号墓が五号墓より西寄り、中段の八号墓と上下する位置に営なまれていることからすれば、おのづと中・下段の相違に語られているように別家族と見るべきであり、五・二号墓よりは新しく、八号墓よりやや古く営なまれ、後続墓を見なかつた一家墓の墓域と考えられるのである。

南原寺本堂上方の墓地の形成は上記の変遷観を以て理解することが出来よう。要約すれば、(五・二一九)―(四・一・八一六―三)―(七―一―一〇)といった造墓序列である。しかも上段に五・二号墓が営まれて直後に下段九号墓が営まれる事実は、上・中・下段の三段が同時に設計されたことを示しているのである。従つて本墓域は当初三段各二墓域、計六墓域の設定を意図して造成され、四家族がそれぞれの形で用益し、二墓域は空閑として終始したことが判明するのである。上段の用益の頻繁さは他に抜出ており、その上段という占地から見ても墓地造営の契機となつた家族と考えてよいであろう。六墓域の背景に六家族を想定するならば、大家族間に主従なり上下といった関係が見られるのかも知れない。上段の二家族が三期を円滑に推移する中で中段は二期、下段は一期間の墓しか営まぬ不整の流れを示すからである。「一門」・「一族」といった概念でこの墓地が誕生したとすれば、この三段の六家族―現実の四家族は門族を構成する各家族であり、その間の不均質な構造を反映しているということになるであろう。

上段西域の一号墓が発掘調査され、その積石墓中央に石材で巻かれて安置される蔵骨容器を検出している。容器の規矩からみて、また現存していた実情からみて一軀の遺骨ではなく、分骨された遺骨と考えられている。本墓地では一方形積石墓が基本的に一人葬、しかも分骨

し一を留め他を各靈地に配されるだけの人物とすれば、戸主やその妻が被葬者として想い浮かぶのである。接し重なる二・一号墓、五・四号墓、八・七号墓などの在り方は夫妻墓―比翼連理墓であつた可能性もないではない。とすれば、他の三・一―一号墓はその子息、六・一〇号墓もその子息と係り合う傍なる者といった形となるかもしれない。各墓を全て戸主なり、傍なる系譜の戸主と見る考えとともに考えて置かねばならぬ一つの在り方といえるであろう。南原寺は名利靈場寺院である。本寺を靈場として納付したとする考えもあろうが、本墓地に關するかぎり、墓域は一つの定まった流れをもち、それだけに、一門族の墓地であることは明白である。一門族の納骨にこうした墓地をあてることは少ないだけに、南原寺を支える檀越の姿を想定することの方に意味があるのではないかと私は考えるのである。

南原寺境内には本墓地以外におお多くの墓地が見られる。彼此対照する中で中世墓地の姿、南原寺との係り合いが浮かび上るであろう。南原寺を中心に展開する墓地を具体的に辿る過程で南原寺に注がれた中世・近世人の限差し、想いが甦るのである。(85・1・7了)

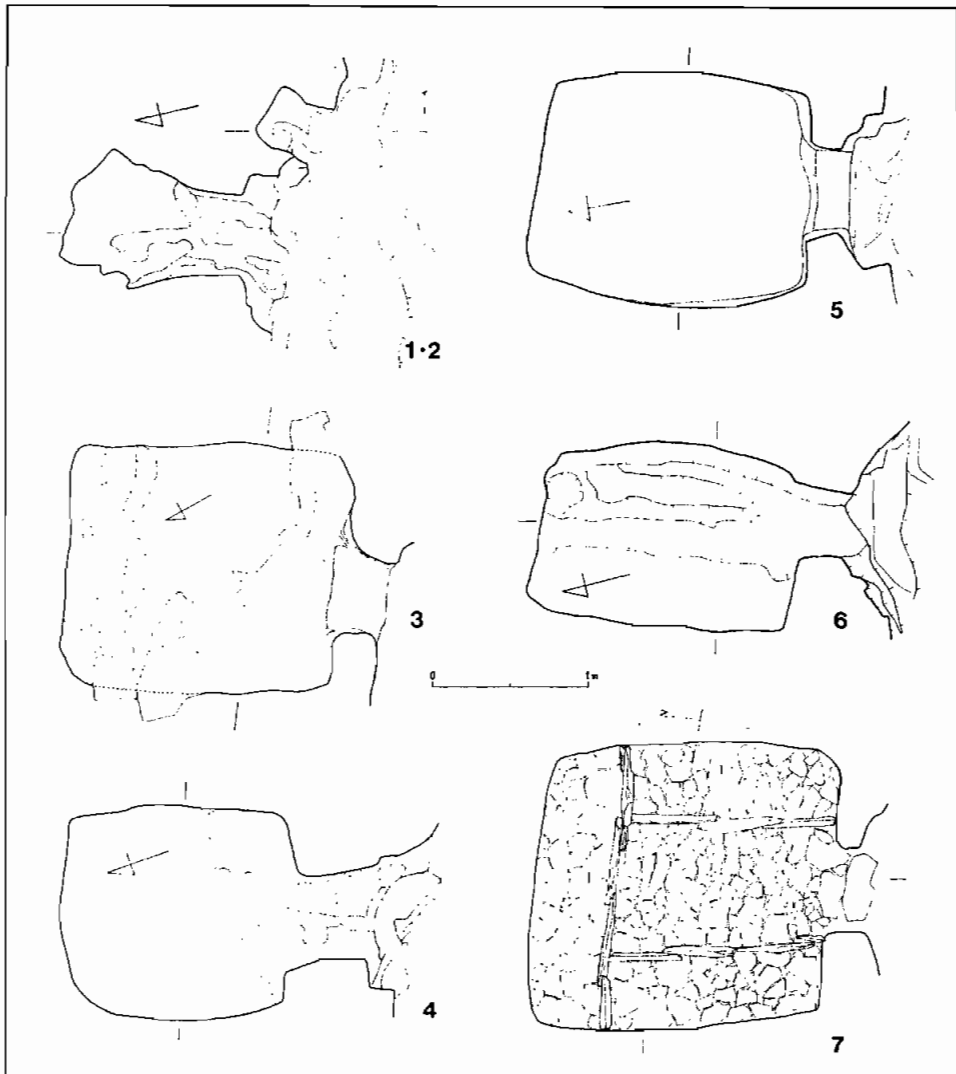
## 二、肥後国飽託扇田横穴群考

熊本市内を貫流する坪井川の支流、井芹川沿いに扇田横穴群が所在する。その所在地は飽託郡北部町大字眞、二基の横穴の所在が知られていたが熊本市教育委員会の発掘調査の結果、七基からなる横穴群であることが判明した。調査の成果は、熊本市教育委員会より「扇田横穴群発掘調査報告書」として昭和五八年刊行されている。

七基の横穴は、丘陵の彎入部奥にあつて南面する七号横穴と、丘陵張出部東にあつて南面する一―六号横穴の二区に分けられる。まず一―六号横穴を検討することとしよう。一号・二号横穴は隣接し合い、

他との間は間隔を作る。また三号・四号横穴も隣接し合い、他との間には間隔が見られる。五号・六号横穴もまた隣接し合い、他との間には間隔を設けている。こうした隣接し合う関係、間隔をあげ区別し合う関係という二つの基準で本横穴群を見ると、結局、一・二号横穴、三・四号横穴、五・六号横穴といった三群が東面に、七号横穴一基からなる一群が奥面に営なまれ、四群で構成される横穴群としてこの「扇田横穴群」が理解されるのである。

まず一―六号横穴群を構成する三群六基を詳細に見ると興味ぶかい事実が浮かぶ。それは横穴の規矩―埋葬しうる人員に係る規矩の問題から見る時、一・二号横穴が一人を葬るのが精一杯という規矩を示すのに対し、三・四・五・六号横穴は大小こそその間にあれ、共に多人数―二人以上を葬る空間規矩を示しここで大別二分されるという事実である。一・二号横穴は単に一人葬―小規矩と言うにとどまらず羨門の作りもなく床面は凹凸はげしく奥へ行く程、天井は下がり狭溢化するというように作りが粗雑であるのに対し、三・四・五・六号横穴は多人葬に



第2図 扇田横穴実測図

相応しく大規模であり、羨門を設け床面を整え、時には屍床を設け四壁や天井を美しく削るというように作りが整正、という風に鮮やかな対照を示しているのである。こうした鮮やかなコントラストを生み出す原因が時間差に求められることは後に証することとしよう。

六基で構成される三群が以上のように小規模横穴で構成される一・二号横穴群と大規模横穴で構成される三・四号横穴群、五・六号横穴群に分別されると、各分別された群別の内容が注目される。いま、扇田横穴群の七基の個性を表記することにしよう。

番号	室			羨道		備考
	奥行	幅員	高さ	羨門	段	
第一号	三五	四〇	二〇	ナシ	ナシ	一人葬
第二号	一二五	六〇	四〇	アリ	ナシ	一人葬
第三号	二二〇	二〇〇	一六五	アリ	アリ	多人葬
第四号	一七五	一六五	一一五	アリ	ナシ	多人葬
第五号	一七五	一一〇	一一〇	アリ	アリ	多人葬
第六号	一六八	一一五	八五	アリ	ナシ	多人葬・二屍床か
第七号	二六〇	二五〇	一七五	アリ	アリ	多人葬・三屍床

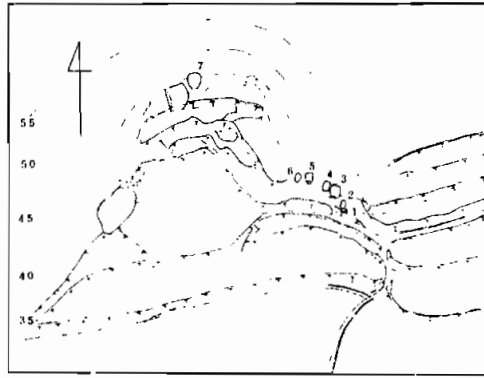
本表から、一・二号横穴群の規模が極端に小さいことは十分に読みとれるところであるが、一方、規矩の大きいというところで一括した三・四、五・六号横穴群の中にも、詳細に検討すると規矩・構造の点で随分と相違のあることが窺えるのである。六号横穴が卓越した規矩と整美な構造をもち、四・五号横穴が続き、六号横穴が規矩・構造とも縮小簡略化する流れを示している。問題は四・五号横穴であるが葬るべき死者数に基いて規矩が決まるとすれば五号墓は一棺分玄室幅が狭

く、従って四号横穴より規矩小となっている。しかし羨門部の段を丁寧に造り出し、羨道と玄室の差高を明確にとるのは五号横穴であり、そうした面を勘案すれば五号横穴が僅かに四号横穴に先行することとなるのである。従って、西面の横穴群六基の間には

三—(五—四)—六—二—一—号横穴

といった変化が辿れることになるのである。この変化を、現実の横穴群の分布情況に帰して考えると、一・二号横穴群では二—一—号横穴三・四号横穴群では三—四—号横穴、五・六号横穴群では五—一—六号横穴へと規矩を縮小し簡略化する傾向をもっていることが知られるのである。しかも、その縮小化・簡略化現象を基準に考えれば、三—一—四号横穴群中三号横穴がまず営なまれ続く四号横穴が誕生する直前に、隣接する五・六号横穴群中の五号横穴が設けられ、四号横穴が誕生したのち六号横穴が五号横穴の脇に営なまれることとなるのである。換言すれば三・四号横穴群の二基と五・六号横穴群の二基が交互に時間をおいて形成されていくといった過程が認められることになるのである。しかもこうした二群の横穴群の形成が終了したのち、二・一—号横穴が三号横穴の脇に順次築かれ一群を形成していく過程がたどれるのである。

横穴の規矩の縮小化、構造の簡略化という二現象を基準にする場合以上の変化の過程が見られるが、これが時間に基づく推移変遷を示すものであるか否かが問われるであろう。今、前述したように規矩大、構造整正な横穴を古く考え次第に規矩小、構造簡略化していく過程をその分布から見るならば、まず伸びた尾根の西面斜面を「」形に意を配って墓域を形成している中で、その東端に三号横穴、中央に五号横穴続いて三号横穴の脇、五号横穴との間に四号横穴が、更に墓域西端、五号横穴脇に六号横穴が営なまれる形となり、その後、「」形の墓域が



第3図 扇田横穴群分布図

・二号横穴が十分な墓域を持たぬ点、二号横穴から六号横穴への移行が唐突の感を抱かせる点など、円滑な流れを作らぬ事実が浮かび上るのである。こうした両者の対比から見ると、規矩大、構造整正なる横穴が初現的であり、漸時規矩縮小化、構造簡略化の道程を歩むとするのが正しく、多人数から一人葬へと変遷すると説きうるのである。

以上の検討から扇田横穴群の形成序列が明確になった。張り出した尾根西面の六基に比して奥部中央に見られる七号横穴群が規矩、構造において一段と卓越し、一層古く位置づけられることは確実である。とすれば扇田横穴群の構造の形成は左表のように表現してよいであろう。こうした形成序列が明確になると、各群の性格が改めて問われることになるであろう。まず奥部に営まれた七号横穴は一基で構成さ

用を果てた結果、尾根の面影を残している東外方に二号横穴、つづいて一号横穴が成立して終焉するといった理解しうる墓域の展開がたどれることになるのである。ところが逆に規矩小、構造簡略な横穴を古く考え次第に規矩大形化、構造整正化という過程をとるとすれば、「形に意を配って形成した墓域中の四横穴は理解しうるとしても、古く位置づけねばならない筈の一

れる群である。他の横穴が尾根西面を「形に意識して造墓していくとは自ずと異なる一面を示している。七号横穴を築いた家族が奥部を築て尾根西面に墓域を移すといったケースも考えられるかの如くであるが、元来は継起して一家族が横穴を営なむ場合は隣接して築くのが一般である。尾根西面の各横穴群が継起する二基でもって一群を構成している様を見ると、七号横穴を築いた家族は後続する横穴を設けなかったと見るのが最も妥当な所見といえるであろう。恐らく家族の崩壊、没落、断絶、規制といった現象が存在した可能性がたついたのである。奥部とは別に新しく造墓主体として登場して来る一家族は墓域を尾根西面に求め、まず三号横穴を築き、つづいていま一家族がこの墓域の西半を得て五号横穴を築くのである。この三・五号横穴は一つの墓域を共有しうる関係一団族と考えられ、三号横穴築造の契機となった最初の被葬者が郷戸主ならば五号横穴の最初の被葬者はその郷戸内の有力な房戸主であるといった観方をするのが最も相応しいと言えるであろう。そうした場合、尾根西面の「形に意識された墓域は一郷戸が有益する空間であったと見てよいであろう。この墓域には続いて四号横穴が誕生するが、恐らくその接した在り方からして三号横穴を継

群名	葬法	
	時間	群別
七	I 期	多 人 葬
	II 期	
	III 期	
	IV 期	
二	I 期	一 人 葬
	II 期	

いだ郷戸主の奥域と見てよいであろう。つづく六号横穴は五号横穴に接して営まれており、三・四号横穴と同様な関係、すなわち五号横穴という房戸主を継ぐ房戸主の奥域と見られるのである。新古の關係にある二基が二群を構成する扇田横穴群の場合は、その各期の規矩、構造をも配慮して郷戸・房戸といった家族の在り方が想定されることとなるのである。郷戸主・房戸主ともに次第の戸主は前代の戸主の葬られる横穴の脇に接して横穴を築くという一つの約束事―慣行が見られる。「血」と「統」を語る在り方と考えてよいであろう。

ところで、「」形に設定した墓域に四横穴が形成されると、その墓域は一杯になり、続く造墓は位置、空間からみて難しくなる。逆言すれば当初設定された墓域はこの郷戸主・房戸主二世代にわたる四基を容れて終焉を告げるものと想われていたと見てよい。そうでないならば墓域をより広く設計し、三号横穴と五号横穴間を拡張し二基・三基を連ねるべく意を配る必要があったと言ふべきであろう。従って、本来は四基でもって終焉するよう意図されていたと見るべきであろう。そうした場合、後出して登場してくる一・二号横穴の存在が注目される。

一・二号横穴は共に狭益な一人葬構造であり、その作りも粗雑であり三・四、五・六号横穴群とは趣きを一新した形で一・二号横穴が生まれているのである。その間に造墓意識も、横穴の構造観も、また被葬者のイメージも一変するのであって、現実にもその築かれる位置も尾根先端に近づき、従前の四基が納まった墓域から分れ出た一つの世界―墓域を形成していくのである。従って、一・二号横穴は他の横穴とは区別して考え、区別して取扱う必要性があるのである。そうした意味で改めて二号横穴を注視すると二号横穴こそ新しい墓域の創設に係る横穴であり、三号横穴と共通した雰囲気をもつことが理解されるのである。二号横穴は一人葬、被葬者は戸主一人であり、この性格は嗣出

する一号横穴にも通ずる。この戸主が郷戸主の系譜を引くであろうことは、郷戸主墓であった三号横穴に隣接して横穴を築いていることから十分に説きうるであろう。元来ならば四号横穴に接して造墓するのが理解しやすいのであるが、房戸主墓五号横穴近くにあり二号横穴を容れる余地がないこと、郷戸主墓として新しく墓域設定を必要とした二号横穴の被葬者の脳裡には、先行する墓域を創出した三号横穴のイメージがあり、始祖墓であり、また自分からも新墓域の創始に係るというイメージの重きなりもあってこうした位置に墓域を形成したのであろう。一号横穴は二号横穴の後嗣者を被葬者とするが、その極めて小規矩、粗雑な作りから見れば若年継嗣であったか、火葬後の骸骨といった経緯も考えておかねばならない。いずれにせよ、扇田横穴群は上記のような家族群の在り方を示すと考えられるのである。第一次の墓域が三号横穴被葬戸主の死に当り設定され、第二次の墓域が二号横穴被葬戸主の死で設定される事実は墓域の創出が郷戸主にあることを語る重要な事実である。しかも第二次墓域には五号横穴―房戸主墓の系譜を引く横穴の形成は見られないのである。房戸主墓の造墓を認めず郷戸主家族員の追葬・合葬を認めず、一人郷戸主にのみ墓域と墓―横

性 格	多 人 葬			一 人 葬	
	I 期	II 期	III 期	I 期	II 期
A 郷戸主墓	七				
B 郷戸主墓		三	四	二	一
B' 房戸主墓		五	六		



穴の設定を承認するといった動向が明確にたどれるのである。こうした動向が郷戸主をおしたたてた新しい政策の表現であろうことは言うまでもないところである。この地域の一人葬の成立は七世紀中葉大化葬送規制に基づくものと私は考えるが、扇田横穴群はそうした家族の動きを語る重要な遺跡と言えよう。

(85・01・12)

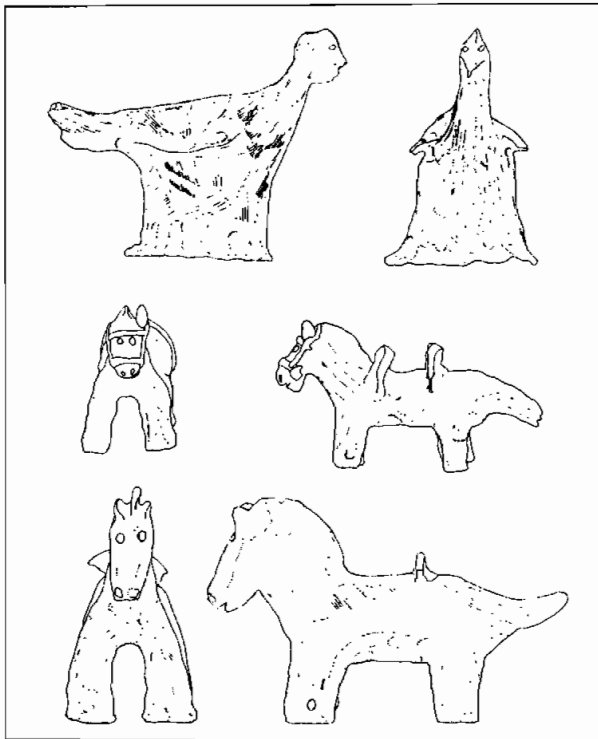
### 三、陸奥国本宮天王壇古墳考

福島県のほぼ中央、伊達郡本宮町に天王壇古墳が所在する。この古墳の周辺を「七ツ壇」と呼ぶように、天王壇、壇、庚申壇、金山、産土山といった古墳が集中し、それらが埴輪などを具えた中期古墳と見られるところから注目されているが、そうした中で規模も雄大であり多種の埴輪をもち特に興趣をよぶのが天王壇古墳である。昭和五七・五八年、本宮町教育委員会が発掘調査を実施し、重要な成果の数々を収載して昭和五九年三月、同町より「天王壇古墳」と題する調査報告書が刊行された。本古墳の成果の一は周遑を繞した帆立貝式古墳であること、二は円筒埴輪、器財埴輪、人物埴輪、動物埴輪といった各種の埴輪をたてていること、三は墳丘裾、周遑外に多くの追葬者を見、円筒埴輪を利用した葬墓という形をとる者が多いこと、四は動物埴輪とは別に土製馬形代・鶏形代が見出されたこと、五には五世紀後半代に位置づけられる古墳であることといった点に集約されるであろう。そうした成果の一、二に触れつつ私考をのべたい。

まず留意される事実の一に土製馬形代・鶏形代の発見がある。天王壇古墳は帆立貝式古墳である。円丘の西面に幅六呎、長さ三呎の造出状の構造があり、この前面のみが周遑の幅が狭く、墳丘の正面を定め祭祀を行なう場に相応しい構造となっている。この造出部前面の周遑中から二点の土製馬形代と一点の土製鶏形代が発見されているのであ

る。二点の馬形代には大小があり、小馬形代は体長一九・五呎、頭高一〇・八呎、面繫・鞍をもつ装馬であり、大馬形代は体長二六・五呎、頭高一六・六呎、面繫を欠くが鞍を具え装馬であることを明示する。こうした土製馬形代と共伴した土製鶏形代は体長二一・二呎、頭高一七・一呎、土製馬形代と異なり、脚台をつけ中空の作りをもつものである。こうした土製馬形代・鶏形代に関心がもたれる理由の一半は、土馬と一般に称される遺物の中で本例が最古の遺例と考えられること鶏形代も脚台をもち中空に作るという特色ある造形は他に例を見ない例であると言えることにある。

(第4図 天王壇古墳土製鶏・馬形代)



天王壇古墳では埴輪の樹立が確かめられている。家・甲冑形といった器財埴輪や人物埴輪とは別に鳥・鶏形埴輪も二点発見されている。一は鶏冠をもつ雄鶏形埴輪であり体長四六センチ、頭高二九・八センチ、一は水鳥形埴輪であり体長四八センチ、高さ二四・四センチ、尾の構造が異なるものの共に籬付き台脚上に作られ、調整、焼成とも類似すると説明されている。この二点の鳥形埴輪は造出部の正面南寄り、周濠内に転落した形で共存しており、共に濠底に接面している。調査者の説くごとく造出部、それも正面南寄り縁辺近くに樹立されていたものと見てよいであろう。この鳥形埴輪と同位置に猪形埴輪、犬形埴輪も転落しており鳥形埴輪より一段と規矩の大きい両埴輪も造出部前面に樹てられていたようである。

従って、造出部には鶏形埴輪、水鳥形埴輪、猪形埴輪、犬形埴輪の四種が正面南寄りに樹立されていたことになるのであるが、同様この造出部中央に鶏形代、馬形代二軀が配置されていたことになるのである。別に意須比着用女子埴輪像や甲冑形埴輪が北面くびれ部の周濠中から発見されていることからすれば、人物埴輪、器財埴輪は北面に連樹されていた可能性がよい。人物・器財埴輪を北側に、鶏、水鳥猪、犬形埴輪を南側に、中央正面に土製馬形代・鶏形代を配置した造出部の構造が読みとれるのである。土製馬形代・鶏形代がこうした埴輪と同時期の製作に係るものと見るか否かは論議を呼ぶところであるが、濠底に共に崩落するその状況は酷似しており、また鶏形埴輪と同様、円筒・籬といった面での小異は見るが台脚をもち中空に作る土製鶏形代の姿はよく同時代性を示すものと考えられ、同時期、乃至は極めて接した時期に造出部に配置されたものと考えられる根拠となるのである。とすれば土製鶏形代と共存した土製馬形代もまた同様に考えるべきものとなり、天王壇古墳の埴輪樹立時、乃至はその後の極めて

接する時期に配置されたものと見てよいであろう。

では、こうした土製馬形代・鶏形代の機能は何であろうか。埴輪とは異なる機能をもつことはこの天王壇古墳に鶏形埴輪が存在し、また馬形埴輪も各地で見られることから容易に説きうるであろう。「埴輪世界」と異なる世界に息づき、共に造出部に息づく存在としてある、そうした情景を説きうる性格が追求されねばならないであろう。天王壇古墳の埴輪、例えば猪形埴輪と犬形埴輪は大坂府高槻市屋神車塚古墳前方部正面段築で共存し王者の遊び「巡狩」遊獵を演ずるセツトとして存在するし、意須比着用女子像は酒盞を捧げ祭式の重要な演者として存在し、甲冑形埴輪も寄り来る悪霊の排除を演ずるものとして存在する。換言すれば古墳にたつ埴輪世界ではよくその機能の知られた埴輪群であり、王権なり首長靈繼承をめぐる祭式の表現であった。そうした埴輪群の中にあつて、土製馬形代・鶏形代が配置される根拠、また馬形代、鶏形代が撰ばれる根拠はどこにあるのであろうか。

ここに想起される史料がある。祈年祭——としごひのまつりと称されている祭式がそれである。『延喜式』巻第一には祈年祭の詳細を記し「御歳社加三白馬白猪白鶏各一」という記事があり、同式の巻第八の祈年祭祝詞中には「御年皇神前神白馬白猪白鶏種々色物準備奉与」といった詞がそれに対応する形で記しとめられているのである。ここに白馬・白猪・白鶏という形で三種の動物が登場してくるのである。祈年祭は言うまでもなく『令義解』にも「欲令三歳災不作、時令順度二即於三神祇官祭之、故曰三祈年祭」とあるように歳災を作さしめず時令順度に過ぎ年穀を損わざることを願う祭式であった。この祭日には京畿から白鶏一隻、近江より白猪一頭、左右馬寮から各々抜馬十一匹を進めるのであるが、白馬・白猪は御歳神に、抜馬は伊勢両宮を

はじめ二二社に献するものと見られていた。ただ白猪の献進は常に滞りがちであり、『台記』仁平元年二月四日条、『重憲記』天養元年二月四日条の他、『百練抄』などにも白猪を得ぬ様を記している。祈年祭の成立については古来天武朝に創祀されるところとする所説をめぐって論議されているが、朝儀にとり上げられる以前に同意同題の祭式が存在したとすることの可能性はあろう。

天王壇古墳造出部に配置された土製馬形代・鶏形代の世界に通ずるかと思われる「祈年祭」の史料を掲げたが、ここに注目される一記事が「古語拾遺」に見られるのである。

昔在神代、大地主神宮田之日、以牛六食田人、干時御歳神之子  
 至於其田、唾糞而還、以状告父、御歳神発怒、以蝗放其田、  
 苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫、巫巫占求其由、御歳  
 神為崇、官獻白猪白馬白鶏、以解其怒、……仍從其教、苗葉復茂、  
 年穀豊稔、是今神祇官以白猪白馬白鶏祭御歳神之縁也

とある御歳神を祀る本縁の記事がそれである。崇り神たる御歳神の神怒にふれた場合、稲の枯損を生ずるのであるが、その怒りをとくものとして白猪・白馬・白鶏があることを鮮やかに説いているのである。年穀・崇り神の両者に係るものとして三種の動物があるが、猪の存在を欠く事例の屢々記されているところからすれば、白鶏・白馬が主として常用されるもの、白猪にかえては牛が宛てられたり調布を宛てている事例も見られるのである。

御歳神の崇りを解く白猪白馬白鶏の姿を説く『古語拾遺』の記事は『延喜式』の祈年祭に見える御年皇神の坐す御歳社への白猪白馬白鶏の献進の本縁であり、この献進が単なる神財の奉献といった性格ではなく、崇りに対する鎮和を目的とする献進であることを物語っているのである。「崇りなす神」を和める機能、そうした機能が猪・馬・鶏

に思ひつき、二種、三種が共に献じられて機能が一層発動するものと感じられていたと言えるのである。陵墓が崇りの根源となった事例は多くの史書の伝える所、その度ごとに奉幣使を出して鎮謝する記事もまた多い。歳来、諸国の貢物を抽き、これを荷前と称して諸陵等に分遣奉幣する慣行とも係るところであるが、天王壇古墳の土製馬形代・鶏形代もこうした「墳墓——祖霊の崇り」に対応して奉献された形代である可能性がよいのである。墳輪世界でもある造出部に、こうした「鎮崇世界」が土製馬形代・鶏形代でもって思ひついたのである。恐らく本古墳造営の後、年ならずして「崇り」ます歳災を生じたのであろうか、注目すべき文物と言うべきであらう。

この天王壇古墳と関連して想起される一古墳がある。伯耆国名和ハンプボ塚古墳がそれである。本古墳もまた天王壇古墳同様、帆立貝式古墳であり、円丘径三四呎、西面に幅六呎、長さ四呎の造出部がつき、この部分だけ周溝幅は三呎と狭い。その規模、構造は天王壇古墳と酷似して居り注目されるが、また、墳輪、土製鳥形代の存在、追葬者の周溝外縁への葬埋といった面でも通ずる一面をもっている。ハンプボ塚古墳の造出部からは二軀の人物墳輪と水鳥形墳輪一隻が前面溝中に転落した形で見出された。共に極めて小形の粗雑な作りの墳輪である。

一見土製人形代、土製水鳥形代と呼ぶ方が妥当ではないかと思う資料であるが、籬や円窓の存在もあり「墳輪」の概念に容れるべきものである。人物墳輪、鳥形墳輪の造出部樹立は天王壇古墳に通ずるところであり、「造出部」の機能が墳輪世界に思ひつく所であることをよく物語っている。

ところがハンプボ塚古墳では、造出部には墳輪群が見られるのみであり、土製馬形代などは見られないのである。ハンプボ塚古墳での土製馬形代は発見地点の明示されているもの三点があり、一は墳丘北面裾近

く、一は周湊の東面外縁、一は周湊の北東面外縁での発見とされている。このハンボ塚古墳には周湊外縁にそい四基の埋葬施設—追葬者空間が見られるが、内三基は組合式石棺、一基が円筒墳輪を利用した円筒棺である。天王壇古墳でも墳丘裾に一墳輪棺、周湊外縁に三墳輪棺と一墓壙を調査範囲内で発見しており、非常に似た在り方を示しているのである。ハンボ塚古墳の土製馬形代はこの追葬の墓群と密接に関連しているかのようなのである。周湊東面外縁の土製馬形代は五層離れて第二号組合式石棺が、周湊北東面外縁の土製馬形代は第三号組合式石棺と僅か二層離れるに過ぎず、その関連は極めて密なるものがある。報告書では土馬と呼び七世紀に所屬させるが、ハンボ塚古墳の場合もやや遡らせ、こうした組合式石棺が設けられて以後、こうした土製馬形代をそれぞれに献進したものと見てよいであろう。ハンボ塚古墳墳丘内、北面裾でも土製馬形代が発見されているところからすれば、ハンボ塚古墳被葬者、周湊外縁追葬者をめぐってこうした土製馬形代が息づいたものと見られるのである。ハンボ塚古墳も五世紀後半の造墓である。各組合式石棺も大きくその時期を距るものではないだけに、土製馬形代もそうした時期に近いものとして把え、天王壇古墳と同様崇りの発動があり、その鎮祭としてこうした追葬者をも含めた形で土製馬形式の息づきがあったのではないかと私考するのである。

陸奥国と伯耆国、そのへだたりは大きい。しかし多くの通ずる面をもつ両古墳の存在は朝廷を介してはじめて正しい評価が出来るといえよう。土製馬形代についても主葬者に鎮祭を行なう場合、一墳内の全被葬者を含めて鎮祭を行なう場合といった相違はあるものの「崇り」へのこうした対応、鎮めの祭式は朝廷を介してはじめて理解しうる所であろう。

(85・01・13了)

## Archaeological Examination in Three Burial Sites in Japan

Masayoshi MIZUNO

### Summary

1. 11 mediaeval graves, found at Nambaraji temple, Mine city, Yamaguchi prefecture: By examining the grave structures to conform the sequence of the construction, the author shows the character of the grave yard.
2. 7 tunnel graves, excavated at Ōgita, Kumamoto city, Kumamoto prefecture: By examining the grave structure to conform the sequence, the author also shows the character of a group of graves of the later half of sixth century.
3. Tennouzan Kofun (tumulus mound), excavated at Motomiya town, Fukushima prefecture: The tomb of the later half of fifth century is round with a square terrace where clays of horse and cock in miniature size were found. By examining the character of these objects, the author shows they had a function of quelling the deceased person.